

**(仮称) 消防共同指令センター高機能
消防指令システム整備工事**

**公募型プロポーザル方式
審査講評**

令和4年6月10日

埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係る

プロポーザル選定委員会

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事における事業者を公募型プロポーザル方式により、厳正かつ公正に選定するため、埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会が設置された。

本審査講評は、これまでの審議や審査の過程及び結果について公表するものである。

令和4年6月10日

埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会
委員長 細川 直史

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事

公募型プロポーザル方式 審査講評

目 次

第1章 事業概要

1	事業名称	1
2	事業概要	1
3	事業場所	1
4	事業日程	3
5	契約方式	3
6	事業範囲	3

第2章 審査方法等

1	審査方法	4
2	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定までの経過	4
3	選定委員会の設置	5
4	選定委員会の開催経過	5
5	優先交渉権者選定の手順	6
6	審査手順	7

第3章 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果

1	参加資格審査	9
2	技術提案書類審査	9
3	価格審査	10
4	審査結果	10
5	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定	10

第4章 総評

1	書類審査	11
2	価格審査	11
3	まとめ	11

第1章 事業概要

1 事業名称

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事

2 事業概要

本事業は、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合（以下「関係組合」という。）がそれぞれ運用している指令システムを一箇所に集約し、共同運用するための設計・施工一括発注方式による指令システム整備工事である。

指令システム整備工事は、総務省が定める消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防庁長官通知）に定める、高機能消防指令センター総合整備事業Ⅲ型と同等以上の機能を有する機器を整備し、その他、関係する電気設備等の整備及び既設利用する機器の移設を行うものである。また、同事業に係る詳細設計業務、指令システムの操作研修及び指令システム切り替え作業を含めた事業として実施するものである。

3 事業場所

埼玉県飯能市大字小久保291番地 埼玉西部消防組合飯能日高消防署
以下、表1のとおりである。

表1 業務場所

	名称	所在地
1	埼玉西部消防局 所沢中央消防署	所沢市けやき台 1-13-11
2	三ヶ島分署	所沢市北野 3-23-2
3	山口分署	所沢市大字山口 182-2
4	所沢東消防署	所沢市大字上安松 974-1
5	富岡分署	所沢市大字神米金 256-4
6	柳瀬分署	所沢市東所沢 4-12-2
7	狭山消防署	狭山市大字上奥富 1172
8	富士見分署	狭山市中央 4-15-10
9	広瀬分署	狭山市広瀬 2-3-30
10	水野分署	狭山市大字水野 15-1
11	入間消防署	入間市大字小谷田 581
12	藤沢分署	入間市下藤沢 5-20-14

	名 称	所在地
13	西武分署	入間市大字野田 2182
14	飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291
15	稻荷分署	飯能市稲荷町 1-1
16	名栗分署	飯能市大字下名栗 846-2
17	吾野分署	飯能市大字坂石 283-1
18	日高分署	日高市大字猿田 57
19	高萩分署	日高市大字高萩 1007-1
20	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 坂戸消防署	坂戸市鎌倉町 16-16
21	東分署	坂戸市東坂戸 2-48
22	西分署	坂戸市西坂戸 3-1-5
23	鶴ヶ島消防署	鶴ヶ島市大字三ツ木 378-2
24	比企広域消防本部 東松山消防署	東松山市大字上野本 1300-1
25	松山北分署	東松山市大字松山 2551-1
26	高坂分署	東松山市大字宮鼻 860-15
27	吉見分署	比企郡吉見町大字下細谷 1196-1
28	滑川分署	比企郡滑川町大字羽尾 2532-2
29	小川消防署	比企郡小川町大字上横田 1247-2
30	嵐山分署	比企郡嵐山町大字平沢仮換地 7 街区 1 画地
31	ときがわ分署	比企郡ときがわ町大字番匠 385-1
32	東秩父分署	秩父郡東秩父村大字御堂 541-1
33	西入間広域消防組合消防本部 西入間広域消防組合消防署	入間郡毛呂山町大字岩井 2451
34	鳩山分署	比企郡鳩山町大字熊井 22
35	越生分署	入間郡越生町大字成瀬 414-1
	名称 (デジタル無線基地局)	所在地
1	東秩父基地局	秩父郡東秩父村大字坂本 749
2	堂平基地局	比企郡ときがわ町大字大野 1853
3	吾野鉱業所基地局	飯能市大字坂石岩殿 1152
4	名栗行政センター基地局	飯能市大字上名栗 3125-1

	名称（デジタル無線基地局）	所在地
5	倉掛峠基地局	飯能市大字原市場字中橋 510-1
6	南高麗行政センター基地局	飯能市大字下直竹 1122-2
7	飯能日高消防署基地局	飯能市大字小久保 291
8	埼玉西部基地局	所沢市けやき台 1-8-12
9	坂戸基地局	坂戸市鎌倉町 16-16
10	越生基地局	入間郡越生町大字鹿下 581

4 事業日程

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

（詳細設計 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで）

5 契約方式

本事業は、関係組合が共同で運用する指令システムの整備であることから設計条件が複雑であり、また、関係組合が求める条件を協議しながら具体的な設計作業をする必要がある。そのことから、優れた創造性、高い技術力、専門的な経験等を有する者に技術提案を募る必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用したものである。

6 事業範囲

本整備工事に係る要求水準書の事業範囲は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ア 各通信指令装置のシステム設計及び据付調整工事設計業務
- イ 既存設備移設工事設計業務
- ウ 建築改修工事設計業務

(2) 機器等製造・調達

- ア 各通信指令装置
- イ 各ソフトウェア

(3) 工事

- ア 各通信指令装置据付・調整工事
- イ 既存設備移設工事
- ウ 建築改修工事

(4) その他業務

- ア 操作研修業務
- イ 119回線・指令回線切り替え業務

- ウ 既存データ抽出及び新指令システム移行業務
- エ 既存デジタル無線システム接続業務

第2章 審査方法等

1 審査方法

審査の方法は、公募型プロポーザル方式とした。また、評価の方法は、プロポーザル選定委員会が技術提案書の内容について、書類審査及びヒアリングを行い、技術力及び価格から総合的に評価し、技術提案書類の提出者の中から評価の最も高い者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者として選定する。

2 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定までの経過

優先交渉権者及び次点交渉権者の選定までの経過は表2のとおりである。

表2 優先交渉権及び次点交渉権者の選定までの経過

日 程	内 容
令和4年3月18日（金）	公募開始、参加表明受付開始
令和4年3月31日（木） 午後5時00分まで	参加表明書及び現地調査申請書の提出期限並びに第1回質問受付期限
令和4年4月5日（火）	第1回質問回答の公表
令和4年4月7日（木）	技術提案書類の要請・非選定通知
令和4年4月8日（金）から 令和4年4月26日（火） 午後5時00分まで	第2回質問受付期間
令和4年4月12日（火）から 令和4年4月22日（金）まで	現地調査（申請者別に指定）
令和4年5月10日（火）	第2回質問回答の公表
令和4年5月17日（火）	技術提案書類提出
令和4年5月25日（水）	技術提案書類に係る書類審査（ヒアリング含む。） 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定
令和4年5月27日（金）	技術提案書類の特定通知

3 選定委員会の設置

提案審査は、公平性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、学識経験者等6名の委員により構成される埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行った。

委員名簿

委員長	細川 直史	総務省 消防庁 消防大学校 消防研究センター 技術研究部長
委員	本橋 仁	埼玉県 危機管理防災部 消防課 副課長
委員	須田 雅之	埼玉西部消防局 警防部 通信指令センター センター長※
委員	関根 博	比企広域消防本部 指令課 課長
委員	中島 勝美	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 指揮指令課 課長
委員	岩崎 正幸	西入間広域消防組合消防本部 指令課 課長

※ 令和4年3月31日までは、菅原 充一 前センター長が委員

4 選定委員会の開催経過

本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者の選定における選定委員会の開催経過は、表3のとおりである。

表3 選定委員会の開催経過

日付	内容
令和4年3月18日（金）	第1回選定委員会 1 委員長の選出について 2 告示（案）について 3 説明書（案）について 4 公募型プロポーザル評価要領（案）について 5 選定委員会スケジュール（案）について 6 技術評価表（選定委員用）（案）について

日 付	内 容
令和4年5月20日（金）	第2回選定委員会 1 公募型プロポーザル方式の進捗状況について 2 公募型プロポーザル方式のプレゼンテーションについて 3 技術提案書に係るヒアリング審査要領（案）について
令和4年5月25日（水）	第3回選定委員会 1 技術提案書に係る書類審査（ヒアリング含む。） 2 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定 3 公募型プロポーザル方式に係る審査講評（案）について

5 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者選定の手順については、図1のとおりである。

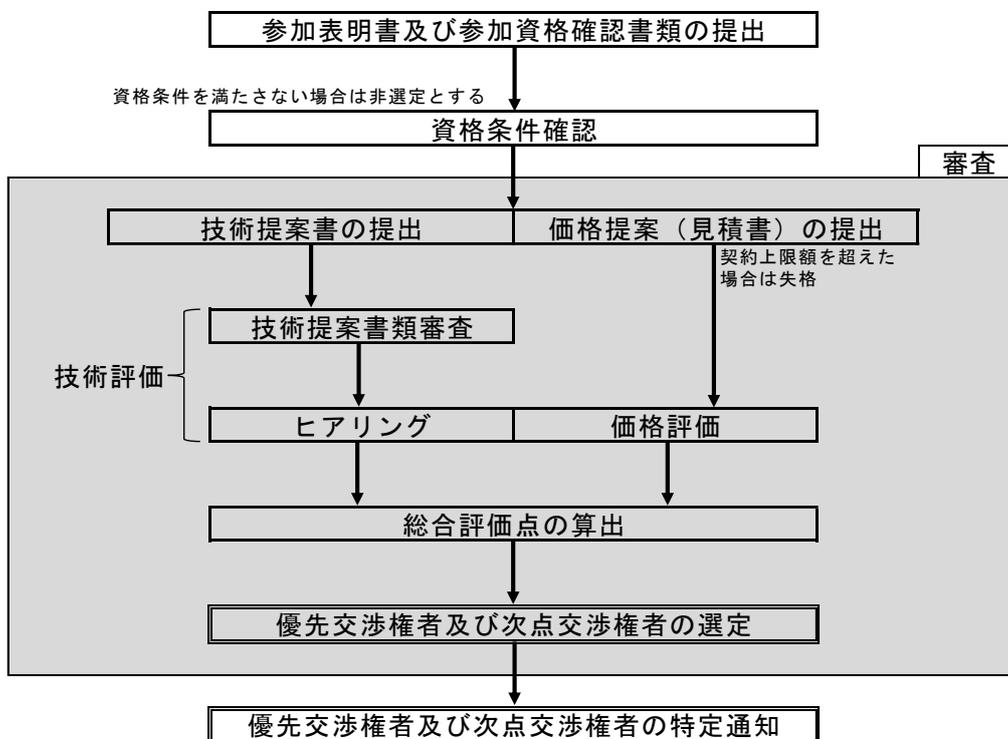


図1 優先交渉権者選定の手順

6 審査手順

(1) 参加資格確認

参加者が提出した参加資格条件に係る書類から、公告した「説明書3 参加資格、配置予定技術者の資格条件及び技術提案書類の評価基準」を満たしていることを確認する。

(2) 技術評価

選定委員会は、技術提案書類に記載された内容が、優先交渉権者選定基準となる技術評価項目を満たしているかを審査する。評価の内容は、表4のとおりである。

表4 技術評価表

評価項目	評価の着眼点	評価点
技術評価	<ul style="list-style-type: none"> 基本事項 に関する事 本整備工事を理解し、実現に向けた実施計画、業務実績、業務体制及び研修計画の提案内容が充実しており、整備工事スケジュールに無理のない場合は優位に評価する。	50
	<ul style="list-style-type: none"> 業務 に関する事 「指令管制業務に係る新指令システムの各装置別機能について」 <ul style="list-style-type: none"> 操作性及び機能性の特性がある。 出場車両の適切な運用管理のほか、119番通報時の輻輳対応等の指令管制業務に係る機能の高度化が期待できる。 ※実績に伴った提案がされている場合は優位に評価する。	125
	<ul style="list-style-type: none"> 連携 継続 運用 に関する事 「新指令センターについて」 <ul style="list-style-type: none"> 連携協力、人材育成、業務継続及び大規模災害時の対応に関する内容が充実している。 消防OAシステムは、スムーズな機能移行を実現するための工夫がされている。 消防指令業務共同運用時に想定される課題等を整理して解決するための方策が具体的に示されている。 ※実績に伴った提案がされている場合は優位に評価する。	125
	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性 安定性 に関する事 「新指令システムに係るバックアップについて」 <ul style="list-style-type: none"> 重要装置のバックアップは、具体的な方策が示されている。 情報セキュリティにおける機密性・安全性・可用性のリスク分析と対策が示されている。 ※信頼性・安定性に係る性能要件が実績及び根拠に伴った提案がなされている場合は優位に評価する。	50

	・保守 に関すること	<p>「新指令システムの保守対応について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各装置の耐用年数、保守期限、保守体制及び安定稼働を考慮した更新計画が具体的に提案されており、24時間365日安定稼働に係る保守費用（イニシャルコスト及びランニングコスト）を明確に提案されている場合は優位に評価する。 <p>「新指令システムの障害対応について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害の受付から対応に係る連絡体制、専門技術者の迅速派遣及び障害復旧に向けた対応等を明確に提案されている場合は優位に評価する。 	100
	・将来性 に関すること	<p>将来の高機能消防指令システムにおける高度化について、より良い提案がある場合は優位に評価する。</p>	50
小 計			500

(3) 価格評価

選定委員会は、提案価格書類（見積書）に記載された費用が、要求水準書に示す契約上限額の範囲内であることを確認し、提案された価格内容を審査する。なお、提案価格が契約上限額を超えた場合は、審査対象外とする。評価の内容は表5のとおりである。

表5 価格評価表

評価項目	評価の着眼点	評価点
価格評価	提案価格書類（見積書）に記載された費用（要求水準書第5章「受注者負担経費一覧」に記載する費用を除く。）の合計額を基に算出する。	100

(4) 総合評価

選定委員会は、技術評価点500点、価格評価点100点を加算した合計600点満点を総合評価とし、この総合評価点によって優先交渉権者を選定するものである。

第3章 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果

1 参加資格審査

令和4年3月18日に公募を開始し、3月31日までに参加表明書及び参加資格条件に係る提出書類を受け付けたところ、A社及びB社の2社から申請があった。

埼玉西部消防組合は、参加資格の確認を行い、令和4年4月7日付けで参加表明者に対し、技術提案書の提出者の選定について通知するとともに、技術提案書の提出を要請した。

2 技術提案書類審査

選定委員会は、令和4年5月25日に技術提案審査を行った。審査に際しては、技術提案書類、参加者によるプレゼンテーション及び委員による提案内容に対するヒアリングを実施し、審査を行った。

技術評価は評価項目に沿って、適確な提案がなされているか評価の着眼点を基に審査を行い、技術提案を点数化し評価した。

なお、選定委員会による審査に当たっては、公平性を期すため、技術提案書類すべての書類において企業名を伏せ、A社及びB社と識別して審査を行った。

技術提案書類の審査結果は表6のとおりである。

表6 技術評価点

参加者	配点		審査点
A社	・基本事項	50点	41点
	・業務	125点	68点
	・連携 ・継続 ・運用	125点	64点
	・信頼性 ・安定性	50点	33点
	・保守	100点	80点
	・将来性	50点	37点
	小計	500点	323点
B社	・基本事項	50点	50点
	・業務	125点	113点
	・連携 ・継続 ・運用	125点	121点
	・信頼性 ・安定性	50点	50点
	・保守	100点	94点
	・将来性	50点	49点
	小計	500点	477点

3 価格審査

選定委員会は、公告した「説明書1(9)契約上限額2,298,606,000円（消費税及び地方消費税を含む。）」の範囲内において、埼玉西部消防組合建設工事等における最低制限価格制度の実施に関する要綱に準拠し、適正価格を設定した。その後、令和4年5月25日にA社及びB社から提案された価格（見積書）について点数化し評価した。

価格提案（見積書）の審査結果は表7のとおりである。

表7 価格評価点

参加者	配点	提案価格	審査点
A社	100点	1,606,000,000円(税込)	100点
B社		1,856,800,000円(税込)	93.405点

4 審査結果

選定委員会は、令和4年5月25日に「技術評価点」、「価格評価点」を加算して、表8のとおり総合評価点を算定した。

総合評価点の算定結果は表8のとおりである。

表8 総合評価点の算定結果

参加者	技術評価点	価格評価点	総合評価点	選定結果
A社	323点	100点	423点	○
B社	477点	93.405点	570.405点	◎

◎：優先交渉権者

○：次点交渉権者

5 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

選定委員会は、総合評価点の算定結果に基づき、以下のとおり選定した。

優先交渉権者 日本電気株式会社関東甲信越支社

次点交渉権者 沖電気工業株式会社

第4章 総評

1 書類審査

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）に参加した2社の技術提案は、いずれも消防指令業務の共同運用を理解し、温室効果ガス等の排出削減等の環境に配慮した上で、要求水準書に示す水準と同等以上の内容であった。また、2社とも本事業実現に向けた実施計画を始め、新指令システムの機能及び新指令センターの業務継続を十分に理解した提案がなされ、その内容は高く評価されるものであった。

A社は、本整備工事に係る実施内容及び実施計画について、効率的で無理のないスケジュール管理が提案されていること、また、指令業務共同運用とした場合のシステムデータ移行作業に伴う様々な課題・リスクへの対応も想定されているため、安全で確実な実施計画となっている点を高く評価した。

B社は、稼働実績、納入実績から裏付けられ、かつ、機能の充実、確実性及び指令操作性のスピードを兼ね備えた指令システムの提案であったこと、また、住民サービスの向上についても当番病院などの必要な情報にアクセスを可能とする病院案内情報の効率化が図られるなど、大規模共同指令システムの構築実績に基づく高度な技術提案がされている点を高く評価した。

2 価格審査

本プロポーザルに参加した2社の提案価格は、いずれも契約上限額の範囲内であり、価格帯については、現在の社会情勢の影響による物価上昇を鑑みても企業努力が見られ、かつ、技術提案内容を提案価格で実現できることに関し、高く評価されるものであった。

3 まとめ

本事業は、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合がそれぞれ運用している指令システムを一箇所に集約し、共同運用するための設計及び施工を一括して発注するものである。

選定委員会は、高度な知識と専門的な技術が要求される本事業の特性を踏まえ、本プロポーザルにより、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

また、選定に当たっては、複雑多様化する消防需要を広域的に対応する高機能消防指令システムの機能を重視しつつ、透明性及び公平性に配慮するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう価格の面からも適正な事業者

選定を実施した。

優先交渉権者選定に当たり、公募型プロポーザル評価要領にのっとり厳正なる審査を行った結果、選定委員会では、総合評価点で最も高い得点となった日本電気株式会社関東甲信越支社を優先交渉権者、次点であった沖電気工業株式会社を次点交渉権者として選定するに至った。

なお、選定委員会の審査においては、以下の点について特に重点を置き評価を行った。

- ① 指令台の機能及び操作性について
- ② 消防指令業務の共同運用に伴う連携及び業務継続性について
- ③ 新指令システムの保守内容及び費用について
- ④ 将来の高機能消防指令システムの高度化に向けた対応について

最後に、本プロポーザルに参加された2社においては、提案内容が多岐にわたり、また、本事業と密接に関係する消防救急デジタル無線設備を既存利用することから、更に複雑化し、技術提案書の作成過程では、多大な時間と労力を費やされたことと想定する。そうした中で提案をまとめた参加者の熱意及び真摯な姿勢に、選定委員会一同、心から敬意と感謝の意を表す。

埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会
委員長 細川 直史